

鳥取縣公報

昭和十七年十月九日
第一千三百七十五號

金曜日

本書ノ大キサハ國定規格A5判

目次

○ 縣令	一頁
● 醫療保護法施行細則中改正	一頁
○ 告示	一頁
● 指定農作物種類中改正	一頁
● 國民學校教員免許狀授與	二頁
● 青年學校開校認可	二頁
○ 彙報	三頁
● 軍刀報國運動	三頁
● 被徵用者農繁期一時歸農	六頁
● 蠶豆の栽培に就て	六頁
● 其他	六頁

縣令

◇鳥取縣令第七十號

昭和十六年九月鳥取縣令第五十一號醫療保護法施行細則中左ノ邊改正ス

昭和十七年十月九日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

第十條中「十四錢」ヲ「十五錢」ニ改ム

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

告示

◇鳥取縣告示第六百五十八號

昭和十六年十月鳥取縣告示第八百六十號（農地作付統制細則第六條ノ規定ニ依リ指定スル農作物ノ種類並ニ第七條ノ規定ニ依リ指定スル農作物ノ種類及面積ノ件）中左ノ通改正ス

昭和十七年十月九日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

〔一〕水田ニ栽植ヲ禁止スルモノノ中

「西瓜、甜瓜、花卉」ノ次ニ「莓」ヲ加フ

◆鳥取縣告示第六百五十九號

左記ノ者ニ對シ今回試驗檢定ノ上昭和十七年十月一日頭書ノ國民學校教員免許狀ヲ授與セリ

昭和十七年十月九日

鳥取縣知事

土 肥 米 之

國民學校初年科訓導免許狀

柏木 安子

同

幾田 富美子

同

竹中 清亮

同

畑 久枝

同

浦富 しまえ

同

細田 千惠子

同

杉原 律子

同

山本 幸子

同

益尾 明子

同

野家 利江

同

河嶋 宮久

同

大谷 道代

同

福田 峯子

同

坂本 金代

同

西尾 三重子

同

木川 教子

同

田中 菊子

同

網濱 孝子

同

藏重 喜美代

同

仲本 久子

同

伊藤 房子

同

河田 繁子

同

由井 美喜枝

國民學校初等科准訓導免許狀

同

恩田 道子

國民學校專科訓導免許狀(裁縫)

同

山中 信子

同

木村 智榮

同

池本 輝子

同

河合 紀子

同

廣家 辰子

同

和湯 喜代子

同

山 たま江

同

高見 千代子

同

門田 和子

同

龜島 靜子

同

岩本 正子

同

宇田 多喜子

同

大久保 由利子

同

泰地 ットメ

同

岸本 美千子

同

盛山 須美枝

同

山根 やゑ子

同

清水 久子

同

入江 啓子

同

田中 勳

同

永東 勉

同

竹内 數治

同

植田 秀明

同

米倉 賢次

同

山本 直美

同

足立 重久

(農業)

(商業)

◆鳥取縣告示第六百六十號

左記教會ニ對シ解散ヲ認可セリ

昭和十七年十月九日

鳥取縣知事

土 肥 米 之

教會ノ名稱

所在地 所屬教會ノ名稱 認可ノ骨日

日本基督教團角盤教會

米子市角盤町 二丁目七番地

日本基督教團

昭和十七年十月九日

◆鳥取縣告示第六百六十一號

青年學校令ニ依リ左記公立青年學校ヲ設置シ昭和十七年四月ヨリ開校ノ件昭和十七年三月三十一日認可セリ

00061

昭和十七年十月九日

名	鳥取縣知事	土肥米之
稱	位	置
置	設	置
者		

鳥取縣西伯郡御來屋町 組合青年學校 名和實業專修學校	西伯郡御來屋 町八九二ノ一 學校組合	西伯郡御來屋 町外四ヶ村
鳥取縣西伯郡御來屋町 組合立青年學校 名和實踐女學校	西伯郡御來屋 町八九二ノ一 學校組合	西伯郡御來屋町外四ヶ村

彙報

軍刀報國運動

十月一日より十二月二十日まで

(商工課)

大和心と日本刀、これほど日本人に感銘深いものはない。この二つが一つとなつた皇軍獨特の白兵戦は世界驚異の的となつてゐるのであつて、日本刀を振りかざし、敵陣深く突入して行く我が忠勇なる將士の軍刀は、最もよく斬れて折れない曲らない大丈夫なものでなくてはならぬ。

しかし今日實用として申分のない軍刀の不足は相當深刻なものがあつて、軍としては今や新作日本刀の多量生産を企圖し、着々整備してゐるのであるが、どうしてもこの大作戦に應ずる爲には尙古作日本刀を以てこれを補はねばならぬ現状にある。實にこの秋こそ全國の藏刀家が、出征將士の生命と頼む日本刀を欣然として提供すべきであつて、これ銃後國民の盡すべき重大責務といはねばならぬのである。

00062

軍ではこの軍刀を多量に供給し、その生産を指導する目的を以て陸軍兵器本部内に將校軍刀鑑査委員會を設置せられてゐるが、今回同會は全國府縣、大政翼賛會、在郷軍人會後援の下に十月一日より十二月二十日に亘り軍刀報國運動を起し、普く銃後國民に對しこれが遂行に總力を擧げ、こゝにも翼賛の誠を示されんことを期待してゐるのである。切に各位の協力を希望する次第である。

▽運動實施方法

地方事務所長・市長は本運動の趣旨普及並に供出について協議會を開き、町村部落會・町内會隣組等を指導して趣旨の徹底を圖ると共に、十月三十日まで日本刀所藏調査申告書を徴し、これをまとめて十一月十日までに縣に報告する。そして他面翼賛推進員、翼賛壯年團等の協力を求め、各常會は本運動實施の推進力として協力援助を要請し、警察署長に於ても極力本運動に關し地方事務所長・市長を援助し、在郷軍人會各郡市聯合分會は之に協力する。

かくて地方事務所長・市長は十一月三十日までに供出者より日本刀供出申込書を徴して縣に送付し、且つ管内供出刀を鑑定をする日に取まとめ得るやう準備して置くのである。

將校軍刀鑑査委員會からは日を定めて鑑査委員が出張し豫備鑑

査を行ひ、假合格の刀を本會に送る。本會では嚴正な鑑査と適正な評價をして合格を決定する。

△提供刀の資格

提供刀は刃渡り一尺八寸以上で軍刀に適するものを適正な價格を以て買ひ上げる。但し鑑査の上五百圓以上と認められるもの、國寶的な名刀は勿論、歴史的價値の高いものは皇國の爲に藏刀家に保存を願ふことになつてゐる。(提供刀には明瞭に住所氏名の札を附けること。)

▽評價と代金支拂

合格した日本刀は提供者に對し縣を通じて評價格を通知し、軍人會館より送金される。斯くして提供された日本刀は、研ぎ、外装をして立派な軍刀として皇軍の將校に頒布され戰場に向ふのである。

▽不採用刀の處置

鑑査の結果不採用となつた刀はその理由を記し、縣を通じて提供者へ返送される。

▽拵(外装)

拵は軍刀として不用であるが、希望に應じ刀身と共に買受けられる。

00063

被徵用者農繁期一時歸農

—願書取扱上の注意—

(職業課)

秋期農繁期も愈々目睫に差迫つた昨今、被徵用者の農繁期一時歸農願書が各方面から提出せられる状況であるが、之が願書には取扱ひを誤れるものや不備なものが相當見受けられるので、緊急に處理すべき折角の本制度も其の時期を失すると共に、徒らに之が事務の繁雜を來し洵に遺憾に堪えない。就ては次の事項に留意して之が運営に過誤のないやう希望する次第である。

- 一、徵用先が軍作業廳である場合は市町村長、警察署長又は憲兵分隊長の證明の上縣へ送付すること
- 二、徵用先が軍管理工場及び指定工場である場合は市町村長又は市町村農會長の證明の上直接徵用先へ送付すること
- 三、軍作業廳、軍管理工場及び指定工場とは次の如くである
 - イ、軍作業廳とは吳・舞鶴・廣・光海軍工廠及び吳海軍建築部・舞鶴海軍建築部・陸軍造兵廠を謂ふ
 - ロ、軍管理工場とは川西航空機株式會社・住友鋼管製作所・川崎重工業會社・藤永田造船所を謂ふ

- ハ、軍指定工場とは日本製鐵株式會社廣畑製鐵所を謂ふ
- 四、願書の證明に當つては情實を廢し、眞に己むを得ないものに對してのみ詮議すること
- 五、願書は其の家族の實情を詳細に記入すること
- 六、願書の様式はそれ〳〵徵用先の様式に依るか、又は九月二十二日付發職第一四六號通牒の様式に依ること
- 七、願書は歸農を必要とする期日前、少くとも十五日前に提出すると共に歸農期間は原則として往復日數を除き十日間とする

蠶豆の栽培に就て

(農務課)

蠶豆は性質が強健で如何なる處でも栽培が出来る。しかもその用途は頗る廣く、若莢のうちに採つて汁物や煮食して極めてよく飯に混じて炊けば主要食糧米麥の節約となる。成熟後は長期保存して煮食によく、又小豆の代用として餡にもなり、炒つて子供のおやつとしても甚だ榮養價が高い。

▽適地 壤土又は埴質壤土を適地とするが何處にでも出来る。但し酸性土はよろしくないから石灰を用ひて中和させる必要

00064

がある。又連作を避けねばならぬ。

▽品種 一寸蠶豆、於多福豆等を選ぶ。

▽播種 播種期は十月中下旬がよい。寒害の恐れがある地帯に直播する場合は、早播に過ぎると枝葉が徒長して寒害を蒙り易いから遅播にするがよい。下種前に他の作物のやうに丁寧に耕起して植付けると、根莖の發育が旺盛に過ぎて熟期が遅れ、收量も減退することがあるから注意を要する。播種量は反當七升位を標準とする。

水田製作の場合は稻の收穫の關係から、播種前二日程浸水して催芽せしめて移植の方が成績がよい。其の方法は肥沃な土地を選定して表面を均らし、種子を扁平に整理させる。かうすると發芽が揃ひ、生育も良好である。播種後草木灰を撒布し、その上腐壤土を覆ふ。

▽栽培 肥料は荳科植物ではあるが品種の優れたものを多く覆るには相當必要である。特に石灰・加里肥料を施用し、發芽後と雪融後に人糞尿を追肥する。

育苗によつて栽培する場合は一寸位伸びた時、栽培すべき場所に穴を穿ちて根部を挿入し、草木灰を混じた肥土を以て穴を埋めるやうにする。

四月上旬頃から盛に分蘖するから、下旬頃に一度除蘖を行ひ一株七一八莖に制限し、遅れて發生する莖を除くため株際に土寄せを行ふ。

▽病害蟲 病害には銹病・斑點病・輪紋病等がある。發病の初期に四斗式等量ボルドー液を撒布し、被害の莖葉は除いて焼却するか、速成堆肥として處分する。蟲害には蠶豆象蟲がある。落花直後硫酸ニコチン八〇〇倍液を撒布する。又種子用は收穫後子實を充分に乾燥し、二硫化炭素又はコクゾールの燻蒸を行ふがよい。

× ×

